

次ページへ続く

Continued on next page...

百人一首絵入注釈本について

——新出資料「三略抄」を中心に——

有 吉 保

はじめに

本稿は、百人一首の古注釈諸本の系統を整理中に気付いた、江戸初期絵入板本百人一首について、新出の『三略抄』という一伝本を通して言及してみようとするものである。

従来の研究で、江戸初期絵入注釈本に論及し、しかも本稿を成すのに教示を得たものは、次の諸論である。田中宗著作『百人一首古注釈の研究』（桜楓社、昭41）、島津忠夫著『百人一首』（角川文庫、昭44）、片桐洋一著『「百人一首」と師宣の「像讚抄」』（版本文庫、国書刊行会、昭50）、小林祥次郎氏解説『百人一首基箭抄』（勉誠社文庫、昭53）、野村貴次著『季吟本への道のり』（新典社、昭58）などであり、他の諸論文は論述の途中で言及させていただくこととする。

○『百人一首三略抄』について——書誌——

本書の書誌は、紺色雷紋繋ぎ地に唐草模様を表紙（改装か）縦³横³26.17.

纏。袋綴。序、巻末識語などの部分は四周単辺縦²・横³16.24.2。巻末の識語による書名である。巻末の識語は、

右百人一首三略抄者湿右于今

雖令 秘事 為成 童蒙 使

加系圖讀曲 令 板行者 也

延寶九辛酉歲初夏吉祥小

大和繪師

杉村治兵衛圖

板本道油町

□田清兵衛開板

とあり、「百人一首三略抄」と仮稱するものである。この書名は他に伝存を聞かない（吉海直人氏「百人一首類書刊行目録稿」昭62・3、国文学研究資料館『調査研究報告』第八号は、現存伝本を最も広く多く収載

しているがこれにも見えず、その後、本資料館教授渡辺守邦氏が零本ながら所蔵であることを知った。

次に、本書の構成を見ると、(1)序一葉(季吟)(2)百人一首増補絵抄凡例三葉、うち、左右の通し絵一葉。(3)本文縦²³・横¹⁶の四周単辺の上段³・⁵欄に作者伝記、中段⁵・⁸欄右側に注記や大意を記し、左側に大意の絵図を掲げ、下段14欄に太細の二重郭内に人物と詠歌を掲げてある。(4)巻末に百人一首作者部類二葉(5)識語刊記一葉の順である。

(1)序は(句読点は稿者)、

序

和歌はよむ事よりもよく心うる事のかたきよし先賢のしるすところ也。いはんや、百人一首はをくらの禪門の清撰にて、二条家の骨髄なれば、おほろけの人のよみ心うへき物にはあらず。井上氏秋扇生祖父何かしつねに此百首を握翫して、老後の夜長さを忘れ、かつ食をわすることし。其年忌にあひて、長月の有明の月に、彼祖父の遺書を見出て、故二位法印の御抄をかきましへつゝ、此抄を編集す。予に見せて、其しかるゆへを、此はしに述よといへり。其注解の意味、予かきける所にも全くおなうして、すこしきことなる事もあらざりければ、其孝心の切なると、数奇の淺からぬとを感ずるに堪ずして、終に其需めに応ずる事しかなり。

季吟

とあり、『百人一首基箭抄』の序文と同一のものであることが知られる。その相違する部分は、僅かに頭尾の二箇所の

(A)序→基箭抄序

(B)季吟→寛文十二年九月廿七日季吟印

である。(B)部分は、基箭抄諸本では、「寛文十二年九月廿七日季吟印」(寛文十三年孟春板、同仲秋板)「寛文十二年九月廿七日季吟」(田中宗作氏藏本延宝八年六月吉辰堺屋本)「九月廿七日季吟」(架藏本延宝八年六月吉辰堺屋本)の三種の板本が知られる。郭の右端中央に丁数の「一」「二」の有無以外は一面配字・行数、実形までも相似し、同じ版木か覆版というほど似ている。

そこで、三略抄と基箭抄との関係を明確にする必要がある。基箭抄について少し述べておきたい。

一 基箭抄の諸本との関係

基箭抄については、前掲、田中宗作著の「百人一首古注の絵入板本について——像讚抄と基箭抄(増補絵抄)」とを对象として——と「百人一首拾穂抄の板本について 附、百人一首基箭抄初印本考」において詳細に論じられている。また、前掲の小林祥次郎氏の解説に言及されているので、まずこの二書を参考にし整理すると、

(1) 寛文十三年孟春板

(1) 寛文十三年仲秋板

(2) 延宝三年板(古今書籍目録)

(3) 延宝八年板(延宝八庚申歲月吉辰 堺屋板)

(3) 延宝八年板(延宝八庚申歳六月吉辰 板元未詳)

(4) 享保六年後刷本(享保六年辛丑更衣 田原板)

(4) 享保六年 (同右、柏原板)

(5) 文化二年求版本(河内屋板)

(6) 異類本 寛延三年宝曆十年板(山本、菱屋板)と分類できるようなものである。

三略抄との関係で重要な諸本は、右の(1)(2)(3)の諸本であるので、これを中心として各本の大体について説明しておきたい。

(1) 寛文十三年孟春板

本書の書誌は、前掲田中宗作著中の「百人一首基箭抄初印本考」(239頁〜245頁)、野村貴次著「寛文十三年刊『百人一首基箭抄』」(532頁〜545頁)に言及されている。野村氏翻字と前掲三略抄の序文を比較すると、前掲(A)序(基箭抄序) (B)季吟(寛文十二年九月廿七日季吟印)の他に(前掲序文右傍①〜④印)、

①此百首——此一首 ②所にも全く——所に大いに ③あらさり——侍らさり ④浅からぬとを——浅からぬの僅かな違いがある。

序文に続いて、「基箭抄簡端 凡例」とあり、「一題号を……」から五項目「一定家卿……」を掲げて終り、次に本文は、作者伝記(漢字・片仮名混り)、歌(○印をつけ、漢字・平仮名混り)、注釈(出典・語釈・諸説など、漢字に平仮名混り)の順で記されている。巻末に「百人一首作者部類」があり、最後に、

百人一首基箭抄下巻 岐下秋扇叟草之

寛文十三^癸 丑歲孟春吉辰

洛陽寺町二條上^ル 塘六左衛門梓行

の刊記がある。

(1') 寛文十三年仲秋板

本書の書誌は、前掲小林祥次郎氏の影印本解説(凡例と185頁〜188頁)に示されている。本書の序文と三略抄の序文を比較すると(A)序(B)季吟の部分を除いては、全く一致する。(1)の「孟春板」と(1')「仲秋板」の序文の相違は、先に掲げた①②③④の箇所である。

巻末は「百人一首作者部類」に続いて、

百人一首基箭抄下終

寛文十三^癸 丑歲孟春吉辰

洛陽寺町二條上^ル 塘六左衛門梓行

右百首抄者去年五月上旬祖父
回忌為追悼書之以備牌前然處
不意落干梓人手而見之衍脱烏
焉誤字不少故重改正略加首書
再令板行畢

寛文十三^癸 丑仲秋上旬

岐下秋扇叟艸之

とある。この記事により訂正の必要が生じて「加^ニ首書^ニ」再板したものと

であることが知られる。本書の本行の上欄に、単辺の郭を附したり、○印のみを附した箇所が上巻十四箇所・中巻二十・下巻二十五の計五十九ある。これを指すものであろう。なお、序文の改訂箇所の前掲①④も三略抄と同系に改められている(三略抄は(1)本と同じで、(1)本とは相違する)。

(1)本と(1)の両本によって、この基箭抄の成立をまとめておくと、序文によって寛文十二年(一六七二)五月上旬、井上秋扇が祖父某の年忌供養のために、祖父の注していた百人一首注に故二位法印の御抄『幽齋抄』であろう)を加注して編集したものである。この百人一首注解の序文を師の季吟に依頼した。季吟は注解の内容が自身のものと全く同じものであったことと、その孝心に感じて、寛文十二年九月二十七日に序文を書いて与えた。また、刊記により、刊行は、寛文十三年孟春(一月)であった。しかし、衍字・脱文などの誤脱があったので、改め正して、首書を加えて、寛文十三年仲秋(八月)に改訂板を刊行した。

右の事項のうち板行の順序や意図などはそのまま認めてもよいのであるが、少しく疑問の残る点もある。一つには、季吟の書いた序文に訂正箇所(前掲①④)があることである。季吟に改めて序文を訂正してもらったものであろうか。また、この序文中にみえる「其注解の意味予かきける所に大いに(所にも全く)おなしうしてすこしきことなる事も侍(あ)らさりければ」(カッコ内は、(1)仲秋本)の部分は、井上秋扇が祖父の遺書である注解書に幽齋抄を加えて編集したものであるが、その全体なのか、遺書の部分を中心とするものなのか、幽齋抄の理解の部分

なのだろうかという問題や、季吟が「予かきける所に」は一体何を意味するのだろうか。季吟の『百人一首拾穂抄』は、天和元年板本によると、四巻の巻末に「天和元年霜月冬至日北村季吟書」とあり、天和元年(一六八一)頃とすれば、基箭抄以降となる。この百人一首拾穂抄と同じ内容で『百人一首水玉』(四冊、書陵部蔵、24・502-375)には、この部分がないので、季吟の完成稿の年次の推定は後稿にゆずることとしたいが、問題点として残るものである。また、「加首書」の五十九箇所の補注は跋文の「衍脱烏焉誤字」を超えるものであり、梓者の手によるものであろうか。

(2)延宝三年板

本書は伝存するのではなく、前掲田中氏著に言及されているもので、延宝三年毛利文八刊行の『古今書籍題林』に「三同^首基箭抄 北村季吟」とあることを指す。同氏は「首書といふことはがついているので、おそらく同一のものではないであろう。(この「首書基箭抄」がどのような本であるかはわからない。ただ、北村季吟とあるので寛文十二年の季吟の序文についていたものと思われる。絵入本とどのような関係になるかも推定すべき資料を今はもたない。)(21頁)とされている。しかし、この「首書」は、(1)「仲秋」本のことと、(1)「孟春」本を首書し補訂していることを指すとも思われる。そして序文によって季吟著と誤認したのではないかと思われる。従って、(1)「仲秋」本の延宝三年板としておきたい。

(3)延宝八年板(絵入)本(延宝八庚申歳月吉辰 堺屋板)

本書は、書名、内容などに問題があり、この基箭抄の分類に入れることとそれ自体にも問題があるところであるが、その概略から説明しておく。

書名『増補百人一首絵抄』は、その題簽の角書に「伝記、系図、歌之、絵入」と四行に分けた下に「増補百人一首絵抄上、中、下」とある。構成は、①序文(田中宗作氏本は「基箭抄序」「寛文十二年九月廿七日季吟」で内容は前掲の(1)「仲秋」本と同じであるが、野村氏著の説のごとく、透き写し後の板本。野村本は、「基箭抄序」「九月廿七日 季吟」とする。)②百人一首増補絵抄凡例(1)・(1)本基箭抄の場合には「基箭抄簡端凡例」とあった。五項目。基箭とほぼ同じ。但し、三丁裏と四丁表(左右開いた一面になる)に小倉山荘の絵。人物二人のうち、左側の人物は左向で三幅の歌仙絵を見る図あり。③本文は上段に作者系図伝記、出典、語釈、大意などを記し、下段右側に作者像と歌、左側に少し下げて歌意を絵にしたものを配している。(後掲図参照)④順徳院の次に位置する巻末に、「百人一首作者部類」(下十六表、十七裏)があり、さらに、⑤次の刊記がある。

右百人一首絵抄者或人之家伝秘書而

箱篋而蔵予偶得看此書其註解詳記理

義尤明講筵臨席不可一日無此書矣且

又考諸家名註文伝受秘説増之補之

而録梓庶幾童蒙易曉之一助而已

延宝八庚申六月吉辰

繩手三条下町新五間町西側

堺屋庄兵衛板行

前掲野村貴次氏は、(1)・(1)本『百人一首基箭抄』と本書『増補百人一首絵抄』は別の本か「同名異本」と考えておられる。田中氏は『増補百人一首絵抄』を基箭抄の絵入本と考えておられる。

そこで、次に両書の内容を比較してみたい。

①序文では、先述のごとく、基箭抄に「寛文十二年九月廿七日 季吟」④とあるが、増補絵抄では、田中本にはあるが、野村本などの多くの諸本では、「九月廿七日 季吟」とのみある。また、増補絵本の諸本の序文は、野村氏の指摘のごとく、透写板本の序である。

②凡例の箇所では、

(基箭抄) (増補絵抄)

(a)基箭抄簡端凡例 百人一首増補絵抄凡例

(い)一題號を △一題號を

(5)とは 百人一首とは

の相違や、漢字の使いようや、語順などに違いがあるものの、ほとんど同じである。また基箭抄「一題號を」の項の上部の「○百人一首一文字をよう聞えぬやうによむなり」は、本文の「百人のうた一首づつ」と云心をつづめて云るなり」に対応するためのものであろうが、増補

絵抄には頭注なく、本文にも変化はない。

「百首所出之集」の表記の仕方、基箭抄は勅撰集名を上段に、入集歌数を下段にして十行でまとめているのに対して、増補絵抄は二重にして五行でまとめていたり、五項目の「定家卿」の伝記を基箭抄は漢文体であるのに対して平仮名混りにしているなどの見た目の相違がみられる。田中氏は(205頁)、

全体としてみると、この凡例の部分の説明は、その基本を幽齋抄というよりもむしろ幽齋抄の骨子となっている三条西家流の講談に材料を仰いだかと思われ、それをうまく接配して成ったものと思われる。

とされている。

③本文の相違。田中氏著「百人一首基箭抄初印本考」(239、245頁)に比較がある。

本文の下段右側に歌仙絵(上部に、作者と詠歌)、下段左側に歌意を絵にしたもの(右側の歌仙絵より、少し小さめの絵)を配し、上段に系図や作者略伝、出典、歌意などを記している(絵図参照)。この絵について、島津忠夫氏は『百人一首』(角川文庫)「解説」の中で「歌仙絵の入った注釈書では、その最初の書に『百人一首基箭抄』と『百人一首像讚抄』とがあつて、両本は全く同じ図柄を用いており、『像讚抄』がもとで、『基箭抄』はその図柄を模したものであるが、『像讚抄』の奥書によれば、この両本に共通する図柄のものは菱川師宣が描いている」(228頁)と述べている。

次に注解部分の相違を示してみよう。

基箭抄

増補絵抄

〔伝記部分〕

「別号齋明天皇」の部分
○系図あり。系図に「齋明天皇とも云」を掲げる。

○「近江国大津宮志賀郡におはします」

○「又ハ五十八才とも云」

○「田原天皇とも近江帝とも申奉る也」

〔出典注釈〕

○「昔のうたはかさね詞によみたる事万葉などにその数おほし」

○「民の春たがやし。夏草をとり。秋かり。冬おさむるまで」

○万乗の主として民を憐給

ふは聖王賢王の事也とい

へとも殊に田夫の業の躰

を具に思召入事所以止於

仁也

○「只ともにかりをの露にぬれませ給ふ。心ちする道理をみるべしと也」

のごとくであり、基箭抄(1)・(1)本とも増補百人一首絵抄に吸収されてし

まい、その上にさらに増加させているという関係にある。

この両書の関係は、注解の部分を中心に他の諸注とも比較することによつてさらに考えてみなければならぬように思う。この問題点に移る前に、この(3)本延宝八年板『基箭抄』と『増補百人一首絵抄』の成立関係を野村貴次氏は次のように推理して、

—上略— これだけならこの堺屋板『増補百人一首絵抄』は「百人一首基箭抄」という二つの名を持たなかつたであろうが、より販売効果を高めようとしたためであろう、古典注釈家としてもまた俳諧宗匠としても、洛中はいかに及ばず地方にまでその名の通つていた「季吟」と今まさに必要としている「百人一首が書き込まれている『百人一首基箭抄』の序文を見付け出し、これを尤らしく巻頭に据えたことから混線が生じた。しかも最初は、田中氏御所蔵の初印本にあつた「寛文十二年」を、架蔵本のように後印本で抜いてしまつたのは、木に接いだ竹を少しでもまやかそうとしたがためではなかつたか。

そして、堺屋の目論見は、「像讚抄」ほどではなかつたにせよ、相当的中したようである。かくして、自家板的性格の強い「百人一首基箭抄」は、追福という本来の目的からこの書肆により、いつの間にか、「絵抄」の副題として、童幼啓蒙の書名として扱われてゆくのである。それが、享保六年（一七二一）になると、昇格して本題となつてしまつた。（前掲542・543頁）

と考えるのである。

『百人一首基箭抄』に絵と増補を加えた本を『増補百人一首絵抄』と呼

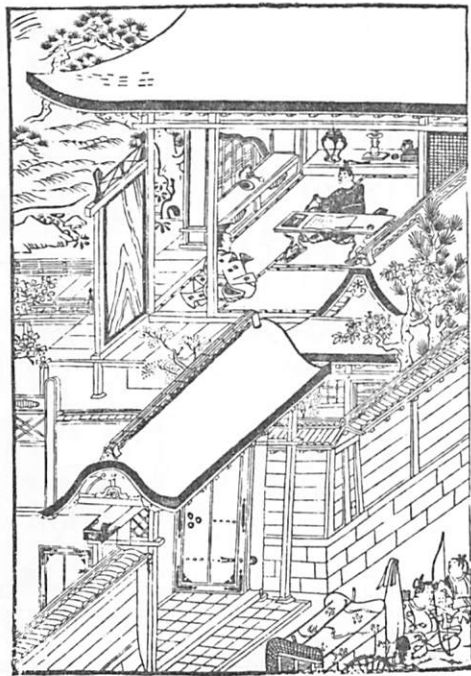
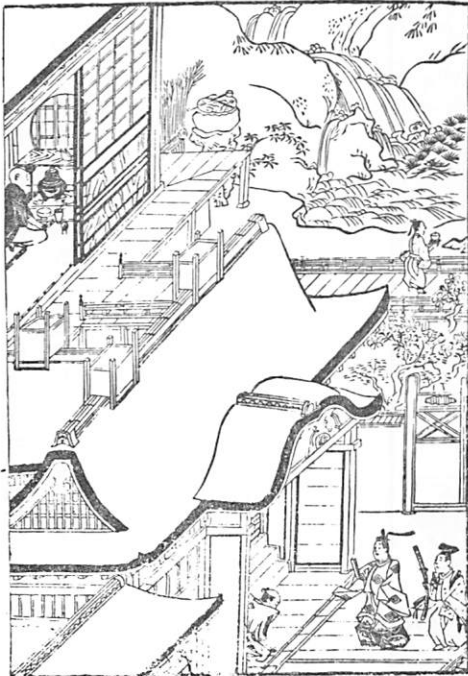
ぶか、『百人一首絵入本基箭抄』と呼ぶか、或いはまた、『増補百人一首絵抄』は、基箭抄を基にしていると考えないか（野村説）などの問題を今は別に措いて、基箭抄と名のつく、(4)(5)(6)の諸本に簡単に言及しておくと、(4)『百人一首基箭抄上(下)』とあり、刊記に「享保六年辛丑更衣 大坂順慶町一丁目筋 書林田原屋平兵衛梓」と「享保六年辛丑更衣 大坂順慶町五丁目 書林 柏原屋与左衛門版」とある系統で、(3)・(3)本を用いたもので、(5)『百人一首基箭抄上(下)』は、刊記に「享保六年辛丑春開板 文化貳季丙丑冬求板 大坂書肆 心齋橋通河内屋嘉兵衛 同増田屋源兵衛」（文化貳年は「乙丑」とある本で、野村氏著（543・544頁）で指摘のごとく(4)の後刷本。(6)異類本は、『基箭百人一首抄』とあり、序（「寛文十二年九月廿七日 季吟」とあり、(3)延宝八年田中宗作家蔵本まで溯る）と、それに続く「百人一首増補絵抄凡例」までが、(3)(4)(5)の基箭抄と同じで、本文や歌仙絵、歌意の絵、作者部類（「百人一首作者之部類附父子并三代統之歌人此内正不レ入ハ細字ニ書之」とあり、基箭本系の「百人一首作者部類」とするのと異なる）の部分は『百人一首像讚抄』（延宝六年成）と同じ内容であり、巻末の識語も像讚抄のものを用いてゐる。

日本版画』(町田市立国際版画美術館 昭62)に「杉村治兵衛 生没年不詳 赤穂浪士杉村喜兵衛の養父九太夫の甥で、江戸通油町に住む。菱川師宣と同時期の人で、肉感的な女性像を描く他、独立した一枚絵の先駆者の一人としても知られている。初期浮世絵界の重鎮とされている。作画期は延宝末年から元禄末にかけて活躍し、画号に治信、正高がある。」(388頁)と記され219立美人 220獅子舞 221玉取物語図 222鳳凰丸船遊び 223小式部内侍の作品が揚げられている。この人物を指すものかと思ふ。

先に引用して述べたごとく、絵入基箭抄は像讚抄の絵を借りていることは、大体においてその通りであるが、少しく異なっている点もある。例えば、像讚抄序に続く絵をみると、次に示したごとく全く違っている。その他は、本文の歌仙絵と歌意の絵の大きさにそれぞれ次のような相違がみられ、

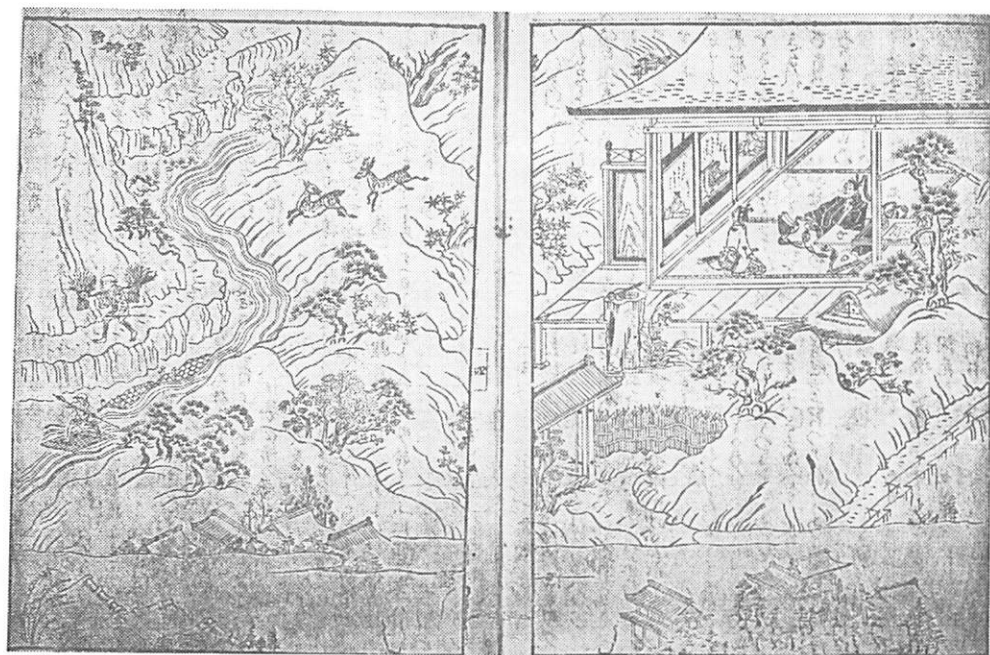
	像讚抄(延宝六)		基箭(延宝八)	
歌仙絵	縦 12.3	横 8.2	縦 11.5	横 9.1
歌意	10	7	9.3	7.2

像讚抄の絵の方が少しスマートに見える理由が知られる。



百人一首像讚抄序挿絵

絵入基筋抄（百人一首増補絵抄）序挿絵



それに比べて三略抄の序文中の絵は、絵入基筋抄（増補絵抄）と同じで、像讀抄の挿絵とは異なっている。本文中の歌仙絵も歌意の絵も次に示すように全く異なっている。

像讀抄（延宝六年板）



三略抄（延宝九年板）



しかし、天智天皇着衣の紋様が同じであるというような関係にある。三略抄は全歌人が上置であることも違う点であるが、厳密には違っている点が多いという関係で、例えば中納言家持歌の歌意の絵では、像讀抄が鶴の四羽翼を連ねて天の川の上を渡っている図柄に対して、三略抄のものが、三羽翼を連ねその翼に織女（右）と牽牛（左）が乗って天の川の上にいる絵などが特に異なっているという感じを与えている例にあげられる位で、影響関係は否定できないように思われる。

三略抄の歌人像是、後に仮称『百人一首大成』（「版柱」）による。識語には「金玉百人一首」とする。元禄十四^{辛巳}正月上旬刊、架蔵本。念のため

め、『百人一首諸抄大成』元禄十年丑初夏板の拾穂抄に像讀抄元禄五年板の絵を用いた本とは別の本。）に用いられている。また、この元禄十四年刊百人一首大成の歌人の上部にある読みくせつき詠歌と簡単な歌人略伝は、『万宝百人一首大成』（宝永四年板伊賀屋弥兵衛）に吸収されている。しかし、三略抄と同系の歌人像の延宝九年を溯る例を他に知らない。

三 絵人板本素庵本系——新出本を中心に——

百人一首の絵人板本の現存最古のものは、前掲島津忠夫氏が紹介された『素庵筆百人一首 全』（東洋文庫蔵・角川文庫）で、本書については、その後、森暢氏「百人一首絵考」（別冊太陽、百人一首、昭49）が詳しく紹介されているので、次にその要旨を掲げる。

—上略—素庵本は、新装の表紙に「素庵筆百人一首 全」とある題簽があり、歌と歌仙の姿のみを描いた楮紙袋綴（縦二六・四、横一八、七センチ）の版本であって、巻初と奥書の部分を欠失している。現在東洋文庫にある一本より知られないが、書様からは素庵の筆様を示すものであり、確証ある素庵の筆蹟（カッコの内を省略する）に較べても、版本としての相違こそあれ、その類似は否定し難いところであろう。従ってこの素庵本は（また絵との配置からしても）、素庵の在世中（寛永九年没、六二歳）に板行されたものと見られ、その点からは、現在のところ最も古い百人一首絵の版本であろうが、しかし現存の東洋文庫（「本」脱か）には多少疑問の点があつて私見ではあるが、紙

質その他の点になお考慮の余地があるかと思われる。歌仙の姿は探幽の画帖本などと異なる点があつて、百人一首の流行から新たに描かれるにいたつた板行の書でもあらうと見られる。

とされ、この系統の書として掲げられているものに、延享五年（一七四八）『百人一首絵抄』（心齋橋通唐物町浪華書肆北田清左衛門一冊）があることに言及されている。

また、片桐洋一氏も前掲『百人一首像讚抄』（版本文庫）解題の中で、像讚抄の師宣の絵は素庵本百人一首の絵と大半が一致し、多少の改変を加えたものもあり、多くを踏襲していることを述べられている。

東洋文庫蔵素庵筆本のような、歌仙と歌のみの本として模刻された伝本を紹介したい。改装表紙。縦二六・六種、横一七・二種、袋綴。一重の框。楮紙。江戸中期頃刷。架蔵。巻頭の天智・持統・巻末の後鳥羽、順徳の四人を破損している零本で、東洋文庫本と比較すると、架蔵本は歌人のすべてに平仮名で読み仮名をつけ、歌の漢字にも少しく振仮名をつけている。その他、人物の姿や歌の字形や字配りに至るまで全く同じである。この系統本は、歌仙部分の変化は少ないが、歌の部分了他から借用したか、歌の部分が次第に字形字配りに変化をおこし作者表記の位置が上段に移されている渡辺守邦氏御蔵本などがある。

次に広い意味でこの系統に属する歌仙絵をもつ絵人注釈書を紹介しよう。

『万葉 百人一首大成』である。『跡見学園短期大学図書館蔵百人一首 目録稿 三』に紹介されている一本で、同書に、

4 一^{万葉}百人一首大成 和袋板 一冊二六・八×一八・二
四四二六三

〔題籤〕^{万葉}百人一首大成

〔見返し〕^{万葉}百人一首大成 滝図

〔柱〕百人以上・下

〔口絵〕観桜図

〔序〕無記名

〔跋〕千時承應二年（一六五三）十一月日無記名

〔刊記〕万治三年刊（一六六〇）仲夏（京都）寺町山田三郎兵衛板行

〔丁数〕五十三丁

〔内容〕歌人名 本文 歌仙絵 頭注（詞書 註釈）

〔備考〕ふりがな 濁点有

と記されている。序文は、下部約2/3に定家の小倉山荘の休息図と庭、次の半葉の女性の手習い図を配した上部1/3に次のように記されてる。

此百人一首は京極黄門^{まやごく}定家卿^{さだけ}小倉の山荘障子色紙^{こくら}の和歌也。この百首をえらびをかるゝ事は隱岐^{おき}の院御在位^{いんぎざい}の時五人の歌仙^{かぜ}に仰^{おほ}せて新古今集を撰^{せん}られしに、定家卿も数の中成けれ共、母の喪^もに居^いて其座にかなはず。さればかの集^{しゅう}に入^いられける歌ともあまりに花やかにして定家卿の心にいきどをり思ひ給ふ事有。それ歌道は世を理^りし民をやすくする道にして、まことの心ざしをあらはすを詮^{せん}とすべし、実^みを根本^{こんぽん}として花を種葉^{しゅえ}とせよといへり、是によつて黄門の心ざしを頭^{あたま}はさん為に百人の歌をえらび出て、我山荘^{わがやまづら}の障子にかきおかれし。此百首の歌実を

六七分にして花を三四にかねたるとかや。上皇も御後悔有ておきの國にしてあらためなをされしとなり。後堀川の院の御時に勅を承て新勅撰をえらはれしに、日比のいきどをりを頭はして実ある歌を入られしなり。古今集は花実相對し、後撰集は実のかたを過分にせられ拾遺集はまた花実あひかね新古今は花のみ過分にして実すくなしと師説をき、待る。又この百人のうちさせる人にもあらずいかめしからぬも入侍り。これうたの名譽をあらはさんかためなり。歌道のまことある黄門のころざし尤有がたきことなり。定家卿在世のうちには人あまねくしらざりける。これは世の人のうらみをもはざる故也。為家卿の代にいたりて人あまねくしりて、百人一首と名づけかきつたへてひろくなれり。二條家のうたの骨肉にて家に口伝することなり。講談すべきには侍らざりしをかたのごとくおもむきばかりを説きかする事になれり、ふかき道理はしめて伝受あるべしとかや（句読点は稿者）のごとく、幽齋抄を基にして少し省略したものである。部分的には、「定家卿は奏覽以前父の喪に籠り居給へり」（幽齋抄、寛永八年板本）とある所で、「母の喪に居て」は古注では他に聞かない説で、挿絵と共に婦女子を対象とした故かとも推察される。

卷末には、次の識語がみられる。

抑此百人一首は道をもとむる根元歌をもてあそぶ柱礎たり。しかも注釋家々につたへて古來これありといへとも、或はこと葉しけく或は義を畧す。又は歌の意その理各別にして作者の本意をうしなふ事あり、

千住昔、講席の末に侯して聞侍る所、又その伝受のかたはしをくはへ、一首毎のかしらにしろして、わが鐘愛の子に残さんとす、此故に幽灯のもとに老眼をぬくひ、粗略して一端をたゝく。是初心のため也。其淵底をきはめんとならば、亦別に師説をあふくへし。鐵はいよく堅くあふけは称たかきものは、只此歌の道也。一往をもつてと、まる事なかれ

千時承應二年十一月日

万治三年庚子仲夏

寺町

山田三郎兵衛板行

とある。編纂の意図は明確であるが、編者は伝受を承けた者という以外はわからない。

次に、天智天皇、猿丸大夫の二葉を示すと、天智天皇の右向き、衣紋・着付と、猿丸の右手をあげ鹿の声を聞く姿、衣紋は、像讚抄（繪入基箭抄も）の師宣筆系と違っており、三略抄の杉村治兵衛筆系とも異なっている。人物像は素庵系であり、文字は別系かとみられる。現存百人一首カルタで江戸初期に絵かれたとみられるものは、素庵本の歌仙絵に大体が似ているので、当時として素庵系の方が一般的で、師宣筆が新案という形であったとみられる。



本書の識語を信ずる限りは、承応二年（一六五三）、刊記の時点で云
えば万治三年（一六六〇）に既に絵入注釈本が完成されていたことにな
る。これは、像讚抄（延宝六年一六七八）や三略抄（延宝九年一六八
一）より二十五年余り遡って広く読まれはじめていたことを示すもので
ある。この読者拡大という意図をもつ著書は、古注をどのように継承し
たものであったのかを、次に述べてみたい。

四 初期絵入本の注釈

ここで初期絵入本として対象とする諸本は、百人一首大成（承応二年
跋、万治三年刊）、百人一首像讚抄（延宝六年板）、絵入百人一首基箭抄
（『増補百人一首絵抄』延宝八年板）、百人一首三略抄（延宝九年識語）
とする。右のうち、像讚抄は、田中宗作氏片桐洋一氏により、幽齋の
『百人一首抄』（寛永末年頃刊、刊年不明本）によっていることが証さ
れており、絵入基箭抄は本稿でも先に触れたごとく、幽齋抄を基本にし
た井上秋扇注を大巾に増補したものであったことを述べた。

百人一首大成の序文は、先に言及のごとく幽齋抄系を要約したもので
あり、跋文は百人一首の古注の伝受を承けた者であることが察知される
ものであったが、前掲の天智天皇歌の注を参考にみてみたい。

かりほのいはとは、刈穂の庵とてわらやのこと也、と云説あれとも、
只是は假庵と云こと也。万葉にも借庵とかきたり。さてかりほのいは
と詞をかさぬるは歌の常例也。是は述懐の御歌にして上代の古風也。
いにしへは口たによく思ひ入れは、くはしからぬもおほし。此歌の心

はある説に此君九州におはしませし時、世をおそれ給ひてかるかやの関をすへてゆき、の人名のらせて、通し給ふこと有。天子の御身に御用心などあるは王道の時過たるを、秋も末に成ゆき管などもくちはて、露の置あまりてもることく、我衣手も御涙にぬるゝと也。一説には倚戸の御所をたて、涼闇の御時、田家を覚しめしやり給ふ心也。かうくゝの道をあらはし給ふ御歌也といふ。(振り仮名を省略。句読点は稿者)

は、幽齋抄に最も近い注解である。ただ、像讚抄が幽齋抄の文体に近く、格調があるのに対して、大成の注は易しくという基本姿勢があるように思う。作者の閲歴を全く記さないのも、この易しくということと通いあうものとみられる。

三略抄の天智天皇歌の注解には、

〔上段〕天智天皇

てんちとにごるへし。舒明天皇の御子也御母は皇極天皇の別号斉明天皇はじめは、中の大兄皇子と号す。又葛城皇子とも、開別皇子とも申ける。大化十年^{壬午}十二月二日に崩給ふ。五十歳又は四十六とも日本記には^{癸丑}十二月一日に近江の宮にて崩御と云々在位十年也。又一説には山科へ行幸有てかへり給はず、天にのぼり給ふにや。御履ばかりとどまるに依て、其所に陵を立ると云々。今も陵は山科にあり。其埜を御厩野と所謂十陵の第一也。(振り仮名を略。読点稿者)

〔中段〕

此うたの心は、秋の田の庵の時すぎ、秋のすゑに成行、とまなども

朽はてゝ、つゆをふせぐ便りもなく、露たぶくゝとおきあまりたるごとく、我が袖のぬるゝよし也。王道の御しゆつくわいのうたなり。定家此うたを百首のはじめにゑらひ入らるゝは、民をあはれみ給ふなれば、もとゝせり。かりほはかりなる庵なり。万葉に借庵と書り。御説と云々。天智天皇九州に御座有し事、日本紀、其外皇代記にもなし。此せつあし。○季にいはく、万乗の主として民をあわれみ給ふは、聖主賢王の事也といへども、誠に田夫の業のていをつぶさに思召人事、所以正於仁也。

とある。上段の作者略伝の部分は、基箭抄の基本的部分と近い。それは幽齋抄と近いことでもあるが、中段の歌意の部分で「天智天皇九州に御座有し事、日本紀其外皇代記にもなし。此せつあし」とある点は、旧注に従っていない点として注目される。また「○季にいはく」は、他歌人の注に多く見えて「季注にいはく」としてあるので、「季吟の注釈」であることが知られる。そして、この部分は、前掲『百人一首基箭抄』(「一基箭抄の諸本との関係」の(1)寛文十三年仲秋板)の「首書」として改訂した部分と合致する。すると、三略抄の編著者は、(1)寛文十三年仲秋板「百人一首基箭抄」の首書部分を季吟の改訂と誤解したのか。それとも稿者が誤解しているのかという問題になってくる。その事に関しては、紙数も尽きたので後日稿を改めて述べてみたい。

この四種の絵入百人一首注釈本(百人一首大成・像讚抄・基箭抄・三略抄)が、幽齋抄を基本として、その門流の手によって広められ、貞徳・季吟の注解を加え、一方では、素庵筆の歌仙絵に助けられて、師宣・

杉村治兵衛などの浮世絵化して親しまれることになったようである。その際、古注釈は、伝記の部分を削り取られたり、歌意だけになったりしたようである。前述の諸本の関係を系統図示すると次頁のようになる。

(本稿は、昭和62・5・28、国文学研究資料館文献資料調査員の大会の

席上で報告した資料に補訂を加えたものである。なお、図書の閲覧に関して、跡見学園短期大学図書館、および、同館の中井敏江氏高橋美枝子氏、日本大学名誉教授田中宗作氏のご厚情を得た。深謝申し上げたい。)

初期絵入注釈本系統略図

